

地域自治区に関する疑問にお答えします。

Q. 地域協議会の委員になるには？

A. 地域協議会の委員は、地域自治区内に住所を有する方のうちから、公共的団体等から推薦された方、地域の実情に精通した方、公募に応じた方を条件として、新市の市長が選任します。

このうち、公募委員の応募受付を合併後に行う予定です。詳しい応募方法及び選定方法などは、募集のチラシ等でお知らせする予定です。

Q. 地域自治区の設置期間後はどうなるの？

A. 合併協議での地域自治区の設置期間は約1年ですが、「新まちづくり計画」（計画期間10年）や栃木市自治基本条例、栃木市総合計画では、設置期間経過後においても、より良い地域自治の仕組みを構築することとしており、栃木市では、岩舟町の住民代表者も含めた委員会を設置し、平成27年4月からスタートする新たな地域自治制度を検討してきました。

現在は、その検討結果に基づき、「栃木市新たな地域自治制度基本構想（素案）」が策定され、栃木市においてパブリックコメントなどが行われたところです。

基本構想が固まりましたら、改めて説明会等が開催される予定です。

Q. 仮に、地域自治区がなくなると、総合支所もなくなるの？

A. 仮に、地域自治区がなくなった場合でも、必ず総合支所がなくなるというものではありません。総合支所は、地域自治区を設置する協議とは別に、栃木市役所総合支所設置条例に定められています。言いかえると、「地域自治区事務所の役割を兼ねる総合支所」を設置しています。このことにより、約束の期間である約1年後に、地域自治区が違う仕組みに変更されることになったとしても、総合支所の「地域自治区事務所を兼ねる役割」はなくなりますが、それだけで総合支所そのものを廃止することにはなりません。総合支所の廃止には、議会で栃木市役所総合支所設置条例を廃止する議決が必要になります。

Q. 区長はどのような特別職なの？

A. 市長が選任する特別職ですが、役割や事務は、市域全体のことを所管する副市長や教育長とは異なり、地域に関する事務に限定した仕事をするため、非常勤特別職としての位置付けです。地域のまちづくりの推進のため、地域協議会の運営や住民との連携強化、市政への地域の意見の反映などを専門的に行う役割を担います。

新しい「栃木市」の「地域自治区」とは？

～地域自治区に関するお知らせ～

平成26年 月 栃木市・岩舟町合併協議会
TEL 0282-43-9203 / FAX 0282-43-8818 / E-mail info-ti@totigi-gappei.jp

平成26年4月5日、岩舟町と栃木市は合併します。

合併後は、合併協議に基づき、岩舟町の区域に「地域自治区」が設置されることから、制度の目的や内容を、イメージ図や想定される具体的な取り組みなどとともにお知らせするものです。

○なぜ設置するの？

合併に向けた話し合いを進める中で、合併に対する住民の不安を解消することが必要不可欠であり、そのためには、「地域自治区」が適した制度であると考えが一致したからです。

○どこに設置するの？

現在の岩舟町の区域に設置します。なお、旧大平町・旧藤岡町・旧都賀町・旧西方町の区域には既に地域自治区が設置されています。

○地域自治区の内容は？

地域を良く知る住民代表からなる「地域協議会」、身近な行政サービスを提供する「地域自治区事務所（総合支所）」、地域の代表・調整役となる「区長」で構成されます。この3者が互いに連携しながら、地域の意見を新市の行政に反映したり、地域の住民や各種団体とともにまちづくりを進めたりしていくことになります。

それぞれの役割など詳しくは、次ページをご覧ください。

○いつまで設置するの？

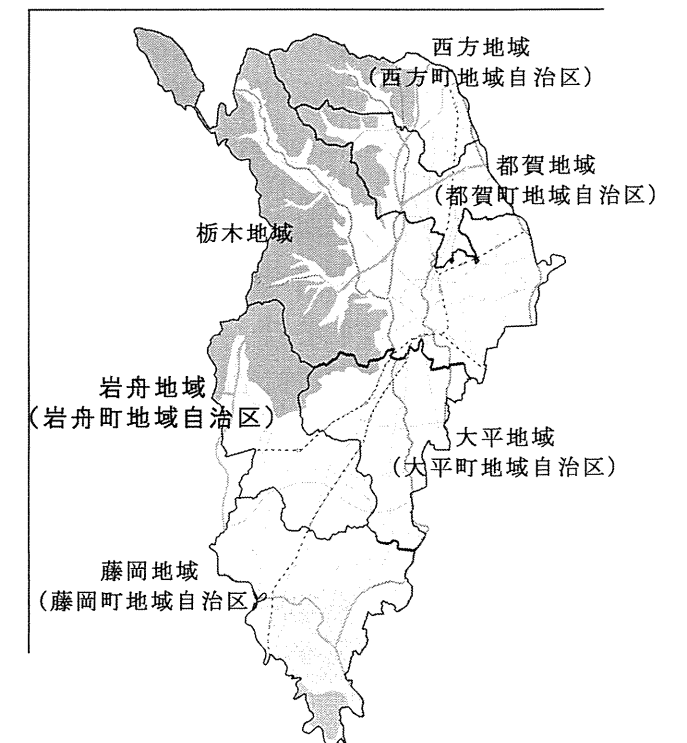
平成26年4月5日から平成27年3月31日までの約1年となっています。

その後は、栃木市新たな地域自治制度基本構想に基づく自治制度が導入される予定です。

○どうやって設置するの？

合併前の栃木市と岩舟町の議会が、地域自治区の内容を定めた「協議」を合併前に議決することで設置します。

既に、両議会では合併を決めた議案とともに、議決を終えています。



地域自治区の役割と機能

①地域協議会

★地域を良く知る住民が委員となり、市政の重要事項や地域のまちづくりについて意見具申やアドバイスを行います。

- ◆地域自治区内にお住まいの方で、様々な分野の公共的団体等が推薦する方、学識経験者、公募に応じた方が委員となります。
- ◆市長は、総合計画の策定などの重要事項の決定を行う際には、あらかじめ、地域協議会の意見を聴くこととなっています。
- ◆地域協議会は、新市の行政の様々な分野に関して、住民や各種団体の意見を集約し、地域の意見として自発的に発信できます。

★自ら地域のまちづくりを実践することができます。

- ◆地域協議会は、区長、地域自治区事務所と連携し、新たなまちづくりを企画立案します。
- ◆活動分野の異なる委員が集う場であることを活かし、各種団体や住民との協働により、まちづくりを実践することもできます。

★市長は、地域協議会の意見を尊重することが求められます。

- ◆市長は、地域協議会からの意見を勘案し、必要があると認める場合には適切な措置を講じなければならないとされています。

★地域協議会が「地域のまちづくりの要」となります。

- ◆地域協議会は、市政の重要事項に関する意見聴取に対する回答、地域のまちづくりに関する提案を行うことができ、一方で、市長は、その意見を尊重することが求められていますので、地域協議会の積極的な活動こそが「地域のまちづくりの要」となります。

②地域自治区事務所（＝総合支所）

★身近な行政サービスの提供や地域のまちづくりを行います。

- ◆地域自治区事務所は、住民生活に直結した窓口業務や保健福祉サービスを提供するとともに、従来から取り組んでいる地域のまちづくりを行います。

★地域自治区事務所と総合支所は同じものです。ただし、様々な事務事業を行う上で、地域協議会や地域の住民との密接な連携が求められます。

- ◆総合支所は、別の条例で定めて設置されるものですが、取り扱う事務が概ね同一であるため、互いの機能を兼ねるものとしています。
- ◆総合支所は、地域自治区の事務所と位置付けられた以上、地域協議会の意見や地域の実情を反映して事務を執行することが地域住民から強く求められるほか、そのような状況にえられる機能を備えていることが必要となります。

③区長

★市長が選任する特別職です。

- ◆地域の行政運営に精通していることを条件として、市長が、地域協議会の意見を聴いた上で選任します。

★地域の代表・調整役となります。

- ◆地域での代表性と行政運営に対する豊富な知識を活かして、時には地域の意見を市長に具申し、時には行政側の考えを地域に伝えるなど、地域と行政の相互の橋渡しを行う調整役となることで、新市の円滑な行政運営と地域のまちづくりを前向きに推進する役割を担います。

★市の重要な政策を形成する過程に参画します。

- ◆特別職として、地域の重要案件や総合計画の策定について審議する会議等へ出席することで、行政内部において、地域の実情や意見を市政に反映させていくことができます。

◎地域自治区のイメージ図

